

鹿沼市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を鹿沼市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年3月26日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 津久井健吉

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査

2 監査の期日、対象及び場所

- (1) 令和7年11月18日 都市建設部（本庁2階 中会議室）
〔 都市計画課、整備課・新鹿沼駅西土地地区画整理室、維持課、
建築課、建築指導課 〕
- (2) 令和7年11月25日 上下水道部、会計課（本庁5階 5-2会議室）
〔 企業経営課、水道課、下水道課、会計課 〕
- (3) 令和7年12月25日 こども未来部（本庁2階 中会議室）
〔 子育て支援課、保育課、こども・家庭サポートセンター 〕
- (4) 令和8年1月27日 教育委員会事務局（本庁2階 第1委員会室）
〔 教育総務課、学校再編推進室、学校教育課・総合教育研究所、
生涯学習課、文化課、スポーツ振興課、学校給食共同調理場、
図書館、川上澄生美術館 〕

3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 予算の執行は正当な権限者が行いその手続は適正か。
また、執行の専決権限付与の手続は適正か。
- (3) 事業の目的は明確になっているか。
また、基本構想その他関係がある計画に即したものであるか。
- (4) 関係法令等に基づいて適正に執行されているか。
- (5) 事業は、経済性、効率性、有効性を十分考慮されているか。

4 監査の主な実施内容

- (1) 予備監査として、監査対象部局より提出された関係書類に基づき、令和7年度における事務事業の執行状況及び文書について確認し、必要に応じ事務の執行状況について書面にて関係職員に説明を求めた。
- (2) 本監査として、関係職員の出席を求め、事務事業の執行等について聴取と質疑等を行った。

5 監査の結果

事務事業の執行状況及び文書並びに時間外勤務及び休暇取得状況に関する事務について監査し、その事務については法令に適合し、正確に行われ、かつ最少の経費で最大の効果を挙げるようにしており、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められた。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

6 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

7 意見等

- (1) 令和7年度は第8次鹿沼市総合計画で目指す「花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち」の実現に向けて各種施策が展開され、成果をあげてきた。

令和7年度の実施計画に掲載された82事業のうち、監査対象部局（上下水道部、会計課を除く）では、都市建設部は5件、上下水道部は5件、こども未来部は9件、教育委員会事務局は15件で、いずれの事業も監査時点では適正に執行されているものと認められた。

令和8年度から新たにスタートする第9次鹿沼市総合計画により、“みらい”に向かってみんなが住みたくなるまちの実現に向けて取り組んでいただきたい。

(2) 令和5年12月に就業管理システムが本格稼働し、2年が経過したが、職員によるシステム運用の現状を見ると、打刻もれや休暇申請もれ等の単純な間違いの他、週休日の振替やそれに伴う時間外勤務の入力等の間違いが多く見られた。原因としては、時間外勤務や週休日の振替、休暇取得に関する制度が複雑であること、それらの制度に対する職員の理解が不足していること、週休日の振替等のシステムへの入力方法が複雑なことから、週休日の勤務が少なく入力に不慣れな職員による入力間違いが発生したことが挙げられる。

また、システムを導入した後も、会計年度任用職員については、引き続き書面により休暇簿や時間外勤務命令簿等を管理しており、記載の誤り等が散見された。

システム運用だけでは、前述の制度の複雑さを完全に補い適正に処理することは困難であるため、サービスに関するマニュアルや関係規則等の周知を図り、職員の理解をより深めていただきたい。

(3) 人口減少、少子高齢化、生活様式の変化に伴う市民ニーズの多様化等の要因により、現在、行政の現場では様々な課題に直面し、求められる業務の内容も年々、複雑化・高度化している。また、民間との人材獲得競争の激化や若年層の離職、職員のメンタルヘルスの問題等により、一人ひとりの職員の負担も増加している状況にある。

そのような中、公立保育園において児童の登降園管理や保護者との連絡機能等をICT化するシステムの導入や既に市県民税等で導入済みのeLTAXについて、次年度以降に税外の公金への導入も予定されており、職員の事務負担軽減や業務の効率化及び市民の利便性の向上にもつながるデジタル化やシステムの活用が進んでいる。導入にあたっては、そのメリット及びデメリットや費用対効果等を検証する必要があるものの、今後も人材の確保や職員の育成とともに、こうした取り組みが各部署で進むことを期待したい。

(4) 各部署の予備監査において帳票類の確認を行ったところ、委託契約に伴う必要な書類の作成漏れや随意契約に伴う事業の実施及び見積もり業者選定等の決定書の作成漏れ等が散見された（指摘事項については、本監査までに各部署より対応状況を報告済）。

法令の改正や必要に応じた制度の見直し等も不定期に行われることから、各部署においては、前年度までの契約事務を単に踏襲することなく、根拠となる法令や条例・規則等の他、契約検査課作成の指針やマニュアル等を改めて熟読し、不明点がある場合は担当課に確認を行う等、事務処理に遺漏がないよう注意していただきたい。